

支那歴代に於ける河官並に河渠管理に就て

会員 浅野好*

本文は支那歴代に於ける河官並に河渠管理を上古期、中古期、近古期、近世期に分別して述べ河官と漕官の分合を明らかにし、更に河官と水部職の關係に及び、最後に支那に於ける歴代河渠管理の制度を總説せるものである。

1. 上古期(3代、秦、漢、魏)

帝禹が虞舜の時継に代りて司空となり大洪水を修めたるは人口に贈災せられたる有名なる史實であるが、司空は九官の一つで司水の職である。夏の六卿も虞舜の制度に據りたるものゝ如く司空あり、殷も五官中に司空を置く。周の成王は殷制を斟酌して冢宰(天官)、司徒(地官)、宗伯(春官)、司馬(夏官)、司寇(秋官)、司空(冬官)の六官を設けたるが、周禮の考工記に據れば六官中の冬官に匠人あり、是が河渠を掌りしものと考へられる。秦は周の六官を廢して始めて九寺大卿の制を設けたるが、河渠、陂池、灌溉を掌るものに都水長丞なる職あり(杜佑通典都水使の條参照)。漢に於ては太常、大司農、少府、水衡都尉及び京兆尹、左馮翊、右扶風の三輔に夫々郡水丞あり。漢書百官公卿表に據れば太常の都水は宗廟の渠、隄、水門を、大司農の都水は郡國農田の水利を、少府の都水は郡國の山海池澤の水利を治む。又水衡都尉の都水は上林苑(御苑)の水利を治め、京兆尹、左馮翊、右扶風の都水は京師の水利を治めたり。斯く漢に於ては都水官頗る多く武帝は都水使者を京師に置きて都水長丞を統べたるが、河防に對して必要あるときは河隄使者を遣はしたこと漢書溝洫志に見えてゐる。後漢に於ては太常、大司農、少府に都水官なく(水衡都尉は省きて少府に合す)、三輔の地又郡國に列したれば各都水長丞は悉く郡國に屬す。後漢書百官志に據れば郡國の都水官は水利を治め兼ねて漁稅を掌るもので、又杜佑通典都水使者の條に「東京凡都水皆罷之、併置河隄謁者」とあるを見れば東漢の河隄謁者は西漢の都水使者に代ふるものなることが判る。三國の魏は東漢の制を探り河隄謁者を置きたるが(晉書百官志)、酈道元の水經註によれば、景初2年2月都督及び監運諫議大夫を遣はして河工を督したとある。監運諫議大夫は後の督運御史であるが、又魏に於ける水衡都尉は天下の舟船器械を掌るもので共に河官と見ることは出來ない。

以上上古期に於ける河官を述べたるが、三代の司空又は是に隸屬せる時代より秦、漢に至つて都水長丞、都水使者、河隄謁者等の專官を見たる理であつて、此の期に於て河官に都水なる名稱を得たることは特に注目すべき事項でなくてはならない。

2. 中古期(晋、南北朝、隋、唐、宋、金)

晋の武帝は魏の水衡を省き都水使者、參軍、謁者、令史を置き河隄謁者を都水使者に隸屬せしめたるが(宋書百官志)、東晋は河隄謁者を省き謁者6人を置く(晉書職官志)。都水使者は河渠及び舟船器械を掌りしもので、後漢書も兼掌したが、南朝の宋も晉制に據り(宋書百官志)、齊、梁又都水使者を置く。然るに梁の天監7年に都水使者は大舟卿と改め參軍事、河隄謁者を隸屬せしめたるも(隋書百官志)、大舟卿は隄渠、舟航を掌るから河官と漕官を兼ねたもので陳も文梁制に據つた。北朝魏に於ては當初都水使者、水衡都尉、河隄謁者ありしも太和23年以後に於ては都水使者、謁者のみありて水衡都尉、河隄謁者を省く(魏書官氏志)。北齊は又魏の制を探りて都水使者を置きたるが、隋書百官志に據れば北齊の都水使者は單に津橋(渡場)を掌るに過ぎない。後周に至つては都水使者なく、隨つて多官の大司空に隸屬せる司水中大夫(水部郎中)が河官を兼掌せしものと見られる。隋の

* 南滿洲工業専門学校教授 工学士

都水使者は河渠、舟楫を掌るが、都水使者は都水臺に屬し都水臺は開皇 2 年司農に編入す。然るに開皇 13 年又置き仁壽元年臺を改めて監となす（都水使者も都水監とす）。煬帝は大業 3 年に稍変革を加へ都水監を都水使者とし、5 年又使者を改めて監となし少監を加へ後又監及少監を改めて令及少令となす。

唐は武德 8 年都水臺を置き、次で都水署となし、將作監に隸屬せしめたるが、貞觀 6 年都水監と改め都水令を都水使者となす。然るに龍朔 2 年都水監を司津監、使者を司津監丞（杜佑通典に據る）と改め、咸亨元年又舊に復す。武后的光宅元年水衡監、使者を水衡都尉となし、神龍元年又都水監と改め使者 2 人を置き、開元 25 年將作監より獨立す。開元 26 年舟楫署が廢止せらるゝまで都水監は河渠、舟楫二署を領掌せしも、舟楫署無き後は専ら河渠、諸津の監署を管轄せるものであるが、唐の六典に據れば河渠署は單に「掌供川澤魚鹽之事」とあるに過ぎない。又新唐書百官志に據れば宗廟、祭祀に鮮魚、干魚の供給、皇帝諸官署の日々の魚類の配給、冬期の貯藏其の他漁釣の禁等を掌ることとなつて殆ど空名に過ぎない事が判る。五代周の顯徳の初めに及んで、黄河は東平の楊劉に決したるを以て宰相李穡が之を修治し、楊劉より張秋まで防遏し水患少息すとあるが（宋史河渠史黃河の條）、司馬光の資治通鑑によれば帝は李穡を憲、鄆に遣はし隄防を巡視せしめ、徒工を使役すること 60,000 人、30 月にして終ることあり。思ふに東漢以後唐末に至る間河患少く都水監は皆京師にありて河務を掌りたるが、五代周に於て始て宰相を遣はして治河をなせるもので、是實に大官を派遣せし先例を作りしものと云へよう。

宋の都水の職掌は以前三司の河渠案に屬したるも、嘉祐 3 年始めて監を置き獨立せるもので、都水使者は中外の川澤、河渠、津梁、隄堰、疏濬、浚治の事を掌る。宋代に於ては河患益々甚だしく、都水外監を澶州に置きたるが、是京師の外に監を設けたる嚆矢をなす。更に南北外都水丞司を分置したるが其の変遷は宋史職官志によりて明かにすることが出来る。又宋朝に於ては中外の川澤、河渠、津梁、隄堰等は悉く都水官に於て管掌し、南北外都水丞の修治し得ざるときは都水使者自ら出でゝ是に當りしもので、清朝の河道總督を兼ねたものと云へるが是唐朝と大に其の趣を異にせる所である。宋の慶曆、皇祐年間黄河分岐してより河工頗る多事となり、議論又紛起して止まるなく、其の都度提舉司、濱河司、都大提舉等を置き其の名稱も一致する所がなかつた。然し是等は何れも後の河道總督の任たるや明らかである。次に宋代の管河の制度を記す。

太祖乾德二年正月、詔開封大名府鄆澶孟濮淄滄棣濱德博懷衛鄭等州長吏、並兼本州河隄使。蓋以謹力役、而重水患也。中略。開寶五年正月詔、自今開封等十七州府、各置河隄判官一員、以本州通判充、如通判閑員、即以本州官充。（宋史河渠志）

是清朝の管河同知、通判の制を定めたものである。

金の河渠は都水監、分治監の管理に屬し、都水監は京師にあるも分治監は衛州（衛輝）に置く（金史百官志）。都水監は中央の統轄機關で總ての巡河官を選任し、分治監は執行機關とも稱し得べきもので正大 2 年に東は歸徳に西は河陰に置いた。金は宋に克ちて黃河南北の地悉く其の領有する所となりしも、黄河の遷徙定めなきため是が管掌の制度漸く整備を見たり。即ち治河の上下を凡そ 25 埼に分ち、各埼には散巡河官 1 員を置き、更に都巡河官を設けて是を管轄せるが、其の制は黃汴都巡河官、黃沁都巡河官、衛南都巡河官、渭濱都巡河官、曹甸都巡河官、曹濟都巡河官の 6 員と更に後崇徳上下埽都巡河官を特設し、埽兵 12,000 人、年使用の薪 1113,000 瘵束、草 1,830,700 瘵束（楮代を含まず）を準備した。是が黄河に備ふる恒制であつた（金史河渠志）。都巡河官は諸埽の散巡河官、巡河官を管轄し、河道を巡視し隄堰を修め、榆柳を栽植し、總て河防に從事するものである。又金史河渠志黄河の條によれば、世宗大定 27 年御史の建言に「自來沿河京府州縣官、坐視管内河防缺壞、特不介意。若令沿河京府州縣長貳官皆於名銜、管勾河防事、如任內規措有方、能禦大患、或守護不謹、以致疎虞、臨時聞奏、以議賞

罰、上從之。」とあり、是は宋代州の長吏又は通判が河隄使又は河隄判官を兼ねたるものと同一制度を進言せるもので、從前治河の府州縣官は河防決済に對して全く無關心なることを物語るものである。此の管河制度は今日の衛河、南運河、北運河等の漕河に對しても設けられた（金史河渠史漕渠の條参照）。

以上中古期の河渠管理を案するに、晉、南北朝、隋、唐、（初期）共に河官に都水使者を置き（但し梁は大舟卿と改め陳は是に據り後周は司水中大夫とす）河渠を掌りしも、都水使者は漕運を兼掌せしものであつた。然るに唐の開元年間漕官を獨立するに及んで、都水使者は水利の專官となれり。5代に及んで河事漸く繁く、宋は都水監以外に外監を置きて是に當り、金又宋制によりて分治監を設け黄河に對する制漸く備はるを見たり。

3. 近古期（元、明）

元に於ける河渠、隄防、水利、橋梁、堰堰の修治の管掌は都水監なるが、都水監は更に至元 29 年大都河道提舉司を管理することとなつた。都水監には大都の運糧河を築造せる郭守敬が初めて任じたが、至元 13 年都水監は工部に合併したから守敬は工部侍郎となり、28 年又都水監を置き守敬は都水監に任ず。元末にありては連年黄河が決して水患を釀したるを以て、至正 6 年河南山東都水監、至正 8 年濟寧、鄆城に各行都水監、翌 9 年又山東、河南に行都水監を置き、11 年更に河防堤舉司を行都水監に隸屬せしめたるが、賈魯が江部尙書にて總治河防使に任じたのは此の時である（元史賈魯傳）。行都水監、總治河防使等は後の河道總督で、主として黄河に備へたる河道專掌の外官である、元の管河の制は沿河の州縣の正官が兼掌せるもので、元史泰定本紀に依れば「泰定 2 年 3 月姚燧以河水屢決、請立行都水監於汴梁、倣古法備桿、仍命瀕河州縣正官皆兼知河防事。從之。」とありて、是は全く宋、金の制に據りたるものである。

明は永樂年間平江伯陳瑄、工部尙書宋禮等専ら運河、黄河を修治したる後は時に侍郎、都御史を遣はしたるに過ぎざるも、成化 7 年に及んで始めて總河侍郎を置く。次で宏治 2 年白昂を命じて戶部侍郎となし、兼ねて河道を修めたるが、是より河官と漕官の分合は常ならず（明史河渠史黄河の條 本文 4 參照）。

明に於ける管河の制は未だ備はらないで、史書に散見せるに過ぎぬ。明史職官志に「按察司副使僉事分司諸道管河道」（河南）とあり、又「濟寧兵備一員專管河鹽。臨清兵備一員帶管分巡馬政河道。宏治三年令山東勸農二參政兼理山東河道。嘉靖八年令徐州兵備副使兼理曹沛徐淮一帶黄河。隆慶六年添設河南副使一員、給救專管黄河修築堤岸」（欽定歴代職官表、明會典）。即ち是によれば山東の勸農二參政及濟寧、臨清兵備は河務を兼理し、河南の管河副使は専ら黄河を修治せるものである。又明史河渠志に「成化 7 年、又因廷議分漕河、沛縣以南、德州以北及山東爲三道。各委曹郎及監司專理、且清簡風力大臣總理其事。始命侍郎王恕爲總河。」とあるから、成化年間に漕河を 3 分し、督郎（郎中、員外郎、主事）、監司（布政使、按察使）を遣はし専掌せしめたるが、是は漕河に於ける管河道と見ることが出来る。管河官には統文獻通考に「知州、同知、通判或兼管河分職」とあり、又明會典によれば景泰 3 年始めて山東府州に管河官を設け、管河同知、管泉同知、管河通判、山東督濬官、管河主簿、縣丞、吏目等の名稱を見るが、要するに明に於ては特に漕河及黄河に關係ある府州縣に管河官を特設して河道總督に屬せしめ其他水利ある地に於ては府州縣丞等の管掌に屬せしめたるものある。

以上元、明に於ける河渠理を通觀するに、元に於ては都水監によりて河渠其の他を掌りしも終元の代黄河の水患絶たざるため、行都水監を置き、或は總治河防使を任じたり。明に於ては都水監を廢し、工部尙書の下に河道總督を置きたるが、黄河多事なりしため河官と漕官は断へず分合した。然し漕運總督、管河道の制崩へ清朝に於ける職制完備の基礎を形成したものと考へられる。

4. 近世期（清、民國）

清は明制を踏襲して順徳元年河道總督を置き、濟寧に駐劄して黃運兩河を處理せるが、當時通惠河分司（通州）、北河分司（張秋鎮）、南旺分司（濟寧）、夏鎮分司（夏鎮）、中河分司（呂梁）、南河分司（高郵州）、衛河分司（輝縣）の7分司を置き歲修、整修を分管した。

河道總督は康熙 16 年に清江浦に移駐し、康熙 27 年濟寧に置きたるも、康熙 31 年には再び清江浦に移駐し以後永く此の地に駐する事となつた。然るに直隸、山東の河道は河道總督と離ること甚だしきために河南の例によりて康熙 44 年より各巡撫を以て管理せしめたるが、更に雍正 2 年の議准によりて河南武陟に副河道總督を置き、次で雍正 4 年又山東巡撫に屬せる河務も副河道總督の兼理となつた。雍正 6 年の諭に

副總河專理北河、總河兼理南北兩河之事。今朕欲分任南北兩河、又思治河之道、必合全河形勢、通行籌畫、方可疏導安瀾。若分令兩人管理、亦有推諉制肘之處、著諭議具奏。欽之。（光緒大清會典卷 901）

即ち世宗皇帝が河道の修治に對して或は南北兩河を分任せんことを考慮し、或は畫一計畫を樹つる上に於て分任管理を以て支障あるものとなす等其の方針去就に迷つた學句遂に評議せしめたる。此の結果は翌 7 年に總督江南河道提督軍務（清江浦に駐す）と總督河南山東河道提督軍務（濟寧に駐す）を置き、南北兩河を分任せしめたるが、次で雍正 8 年には直隸河道總督（乾隆 14 年直隸總督にて兼掌す）を天津に置きたるを以て、是より北河、東河、南河の 3 脡の制が備はりたるものである。北河に屬するものは永定河を主とし、北運河、通惠河、舊運河、灤河、南運河、子牙河、大清河、豬龍、巨馬、滹沱、諸河及東西淀、渭河、衛河等が是に屬し、直隸河道總督の下に管河道あり。東河に屬するものは黃河を主とし（黃河南流せし時代は上流より山東省單縣迄は東河に屬し以下は南河に屬す）、會通河、泇河、衛河、汶河等大運河に關するものにして河東河道總督の下に管河道あり、南河に屬するものは中河、邳宿運河、洪澤湖、山清高寶運河（山東江蘇交境以南揚子江間の運河）瓜儀工等にして、黃河南流せし時代は江蘇省境に入りて海口に至る河道も亦是に屬す。河道總督の管轄せる管河道の下には廳及び營、又其の下に汛ありて各其の管内を分守す。廳營及汛に設くる河官は乾隆、嘉慶、光緒各大清會典に載する處各異動あるは止むを得ざる處なるが、今光緒大清會典によりて河官を表示し以て清代に於ける河道管理の状況を窺知する資料たらしめんとす。

光緒大清會典の規定する處の河官は表-1 の如くなるも、右は光緒 22 年現在に於けるものにして後裁汰ありしことは諭摺彙存に見る處である。黃河は從前上流より山東曹單縣に至る間は河東河道總督に屬し、江蘇省境より下流は江南河道總督の管轄に屬せしも、咸豐 5 年黃河は銅瓦廟にて決し北徙するに及んで河東河道總督の管下に屬せるものは僅かに上流 7 脳にして、下流直隸大名府を經て山東海口に至る間は巡撫の管下に屬することとなつた。山東河道總督は咸豐 11 年開封に移駐し、23 年廢したるが江南河道總督に就きては咸豐 10 年の諭に

江南河道總督、統轄 8 道 20 應、文武員弁數百員、原以防河險而利漕行、自河流改道、官多關穴、所有江南河道總督、著卽裁撤（光緒大清會典卷 902）。

とあるから、江南河道總督の廢止せる原因是黃河の北徙に因るものであつて、廢止後は印信を漕運總督署内に封存し河道は漕運總督の兼官となつた。

以上は黃河、運河を主とし、直隸省の各河川及黃運兩河に關聯せる淮水等の治水に對する河官並に管理制度を述べたるものなるが、揚子江及其の關係諸流の治水法を定むる江防法なるものあり。江防法は大体に於て河防に關するものと同様なるも（例へば江防工程の主要なるものが隄工なると又隄工に官修と民修の別あるが如し）、唯河防にありては特に河官を設置せるに對し、江防にては所在地方官の兼掌とし特別官廳を設けざるが、是全く兩河の性質の相違に依るものにして康熙 54 年の諭にも「江隄與黃河隄塍不同、黃河水流無定、時常改移、故特設官看

表-1. 光緒大清會典による河官

河官 處所	文 官				武 () 官				備 考								
	司知	通判	汎	洲同	州開	縣政	主簿	巡檢	都司	守備	協備	汛	千總	把總	外委	外委	協防
永定河道																	永定河 9 轄又
石景山廳	1	1						1									
南翠廳	1	5	1	2	4												
北岸廳	1	4		2	5												
北運河廳	1	1				1											
三角洲廳		1	5			4	1										
永定河營								1									
南岸營									1			1	1	5			
北岸營										1	1	1	4				
通永道																	北運河通惠河又前崇諸河 9 轄又
務閣廳	1	7	1	1		2	2										
津蘇河員				1	1	1	2					6	1	1	2	2	
楊郎廳	1	1			1						8	2	2	2	2		
通惠河廳	1									2			2				所屬 2 墓 2 船 值官 2 人
天津道																	南運河及子牙河 9 轄又
天津河防廳	1	10		1	1	4	4										
河捕廳	1	10		1	1	4	4										
海防廳	1	6			2	3	1										
河間府廳	1	7		1	3	2	1										
南運河營									1		14	1	6	4	2		
清河道	1	2		1	2	7	3										諸龍巨馬海沱諸河及東西淀 9 轄又
大名道	1					2											黃河及淮衛諸河 9 轄又
運河道																	會通河 加河 沔河 9 轄又
運河廳	1	4		1	1	2											船官 13 人
泇河廳	1	4			2	2											船官 7 人
張秋廳	1	4	1	1		2											船官 6 人
上河廳	1	5		1		4											船官 6 人
下河廳	1	4	1		1	1	1										
東河廳	1	1				1											
遼河營									1	1	5	2	2	9			
兗沂曹濟道																	黃河 9 轄又
曹河廳	1	2			1	1											
曹單廳	1	2			1	1											
河北道																	黃河 9 轄又
祥符北陽廳	1	1			1												
下北河廳	1	2				1	1										
黃河莊廳	1	5			2	3											
祥河營								1			1	1	1				
下北河營									1	2	1	1					
黃沁莊營										1	4		1	3			
陽封營											1	4	1	3			
開歸道																	黃河 9 轄又
上南河廳	1	1			1												
下南河廳	1	3			2	1											
中河廳	1	1			1												
鄭中廳	1	2		1	1												
上南河營									1	2		1	1				
下南河營										1	3	1	2				
中河營											1	1	1				
鄭中營											1	2	1	1			
徐州道																	中河及邳宿運河 9 轄又
運河廳	1	2											1		1		船官 2 人
淮揚海道																	洪澤湖及山清高寶運河 9 轄又
裏河廳	1	3									2	1					船官 4 人
堰貯廳	1	2										1	2		2		
揚單廳	1	3										1	1		4		
淮單廳	1	3										1		2			
嘉萬左營									1			1	2		3		
嘉萬右營										1		1	2		3		

守、江水並不改移、故止交與地方官看守」によりて明らかである。嘉慶大清會典卷 47 及び光緒大清會典卷 60 によれば

各省江防、除瓜儀江工兼隸河道、浙江江工兼隸海塘、其餘各省江防、及河湖隄堰各工、不屬於河員者、均令該管道府及丞倅州縣、現旱潦之宜、隨時蓄洩、以利民焉。

にて明らかなる如く、特別の部分を除く外は各省の江防及び河湖隄堰各工は悉く道府州縣の正官並に丞倅(同知、通判、州同、州判)が江防銜を有して一定の地に移駐し、隄防の修築流水の疏通に當るものである。

其の成例を擧ぐれば、雍正 6 年の覆准にて江西省九江府同知に江防銜を給し兼ねて津渡事務を管せしめ、又議准にて四川省成都府同知は灌縣に分駐し専ら都江堰工を司り、7 年の議准にて湖北省の武昌、荊州襄陽 3 道は各兼理水銜を加へ、武昌府等の同知、州同、縣丞、主簿の官を統轄したるが如し(光緒大清會典事例卷 931)。

次に河防、江防に屬する河川の外に各省到る處に多數の河川あり。此等各省河川の修治は兼管水利官名を附加して是を管掌せしめたるが、或は別に水利同知の如き專官を設けた。前者は乾隆會典卷 74 に

凡水利、直省河湖、隄泊川澤溝渠有益於民生者、以時修治、務令蓄洩隨宜旱潦有備、以府州縣丞倅佐貳董其役。各給以管理水利職銜。

とあるが其の成例の一、二を見るに雍正 5 年に江蘇省の江常鎮道、蘇松太道は均しく水利銜を兼ねて督率に便にし(光緒大清會典事例卷 927)、雍正 10 年には雲南省の昆明州以外の水利ある各州縣の同知、通判、州同、州判經歷、吏目、縣丞、典史等の官は皆水利銜を加へ境内の河通漕渠を專理せしめた(光緒大清會典事例 930)。

民國成立以後に於ける水利行政は中央水利機關を内務及び農商兩部とし、民國 3 年に至つて農商部總長張謇によりて全國水利局を創設し、河川改良を以て國家の事業に屬せしめ張謇自ら是が總裁となりたるが、資金の缺乏によりて其の活動は意の如くならずして、各地の河川事業は各個獨立の状態にありき。全國水利局は國務院に直隸して全國水利並に沿岸開墾事務を掌理し、全國水利計畫の改善を促進し、更に地方に於ても最も重要な數省に分局を設くる外各省河務局を置き、更に水利委員會を組織せしめた。斯くて國民政府成立前に於ける地方水利機關としては福建、湖北、湖南、陝西、雲南の各省水利分局及び黑龍江、河南、浙江、福建、新疆の各省水利委員會、其の他直隸、山東、河南の各河務局(何れも關係省内の黃河管理)、湖北河務局、天津、永定河、北運河、各河務局あり。更に各河務局は事務の必要によりて河務分局を設け、且河務局及び分局が河工辨理のため必要と認むるときは駐工辨事處及び工巡隊を設くことを得、又沿河各縣知事に河工の辨理を委託すること清朝時代に於けるが如し。

國民政府の水利事業は中央各機關にて分掌せられたるが、水利調査、水災防禦は内政部に(民國 17 年 5 月 25 日國民政府公布修正國民政府組織法第 8 條)、水利建設は建設委員會に(民國 17 年 3 月 9 日國民政府公布建設委員會組織法)、水上運輸事項は交通部に(民國 17 年 5 月 2 日國民政府公布交通部組織法)にて分掌したり。次で民國 20 年建設委員會管掌の水利事業は内政部の主管に歸屬せしめたるが、其の後水利關係事業は各種の機關に分掌せられて統一なく、同一河川に對しても例へば黃河には河南、河北山東の各河務局を設け、又大運河に對しては河北、山東、江蘇の各河務局或は工程局を有し、更に永定河に就きても華北水利委員會、河北永定河々務局、整理海河委員會(是は民國 18 年 11 月組織せられ 23 年 1 月内政部河北省政府合辦海河善後工程處となり、更に 24 年 3 月華北水利委員會に接收せらる)海河工程局(海河)等水利機關は雜然として分立したるが故に漸く全國の水利行政統一の必要を論議せらるゝに至り、民國 22 年全國水利機關は暫定的に全國經濟委員會に於て統率辨理さるゝこととなつた。仍て民國 23 年 7 月行政院及び全國經濟委員會合同の上水利行政事業の統一を計りて統一水利行政事業進行辨法を發布し、全國經濟委員會を以て全國水利總機關となすと共に各水利機關は均しく其

の傘下に歸せしめ、又水利委員會を組織して各流域機關の改組併合に關する議定機關たらしめた（全國經濟委員會水利委員會暫行組織條例）。斯くて 1935 年 1 月 30 日に開かれたる第 1 回水利統一會議に於て全國經濟委員會に統制されしものは、導淮委員會、黃河水利委員會、廣東治河委員會、揚子江水道整理委員會、華北水利委員會、太湖流域水利委員會、江漢工程局、等從前國民政府或は内政、交通部等に分屬せる水利機關であつて、尙國民政府に屬するものは建設委員會の模範灌溉管理局、鐵道部の北方大港籌備委員會、東方大港籌備委員會、外交部の海河工程局等である。

4. 河官と漕官*

漢魏に於ては都水使者、河堤謁者等の河官は漕事に關與せず、郡國の粟は郡國自ら官を遣はして輶運せるも、晉に於ては都水使者が自ら督運するに至つた（註 1）。是は晉の懷帝本紀に「懷帝永嘉六年胡入洛陽、都水使者爰濬先出督運、得免」とありて、懷帝は胡賊劉曜に捕へられたるも爰濬は督運せるため難を免れたるもので、此の制は以後南朝の宋、齊梁陳、隋唐（初期）迄継続せられた。北朝も是に據りたるが唐の先天開元以來始めて漕運の專職を設け、是より都水監は漸く漕事を領せざることとなり水利と漕事の官が始めて分立した（註 2）。宋、金、元は唐制によりて河官の都水監と漕官の転運使、發運使、都漕運使等を截別し、又外にありては外都水丞司（宋）、都水分監（金）、行都水監（元）が専ら黄河の修治に當りたること前述せる通りである。明に於ては始めて都水監を廢したるが、漕運總督が設けらるゝまでは漕務は漕運總兵官にて管掌せられ、河道に對しては別に官を設けず。永樂年間尚書宋禮、平江府陳瑄等が河、漕を修めたる後は侍郎、都御使を遣はし、漕運總督が景泰 2 年設けらるゝに及んで河道を兼掌した（明史職官志總督漕運の條）。成化 7 年王恕が工部侍郎となり、勑を奉じて河道を總理するに及んで始めて河道の專官があつた。是より後は河官と漕官の 2 職は分合常なく、明史に據れば萬曆 5 年吳桂芳は工部尚書にて河漕を兼理し、6 年潘季馴是に代り、15 年潘季馴は右都御史にて河道を兼理し河漕の事又分る。次で 26 年楊一魁は河漕を兼理したるが、30 年又河漕 2 臣を分設し曾如春を命じて工部侍郎となし、河道を總理し、以後は河、漕の 2 職は再び合せず。思ふに元以前にありては河決が直ちに漕河を妨碍せざりしも、明代に於ては河は決して屢々漕河を衝き、黄河と運河は互に相表裏をなしたから治漕と治河は同意義に用ひられ、治河成らざれば漕運利あらずで河務と漕務が分合したのである。清朝にありても漕運總督を淮安に、江南河道總督を清江浦に、河東河道總督を濟寧に置きたるが、江南河道總督は黄河の北走によりて咸豐 10 年廢し以後漕運總督署内に印信を封存し南河は漕運總督の管理に屬した。

5. 河官と水部職

河渠修治の執行機關としては歴代都水使者、都水監、河道總督等ありしこと前に述べたるが、天下の河防、川澤、陂池、舟楫、灌溉の政令を掌るものに水部職あり。水部職は始めて魏に於て見られ、金、元是を廢したるが、明、清に至つて復活したもので茲に歴朝に於ける水部職の地位、職掌、都水官との關係等を明らかにせんとするものである。

（註 1）晋書職官志大司農の條に

「大司農統太倉穀田導官之令、襄陽郡水長、東西南北部護漕掾」とあるが、是は晉の初頃の制度を記したものなり。

（註 2）新唐書李傑列傳に「先天中進陝州刺史、水陸發運使、置使自傑始」又舊唐書食貨志に「開元二十二年、以裴耀卿爲黃門侍郎同中門下平章事、江淮河南都轉運使。鄭州刺史崔希逸、河南少尹蕭災爲副」とありて、先天中既に水陸發運使、開元中轉運使の專職を設けた。唐代の水陸發運使、轉運使は劉晏第五琦の専任せる以外は多く京官及び地方官を以て兼任せしめたるが、就中京官の最も多き理は所謂中央集權の表はれである。

* 弊著、大運河漕運の官制考（滿蒙第 212 冊）。

宋書百官志に據れば魏の尚書省には 5 尚書ありて水部郎は左民尚書に隸したるが、左民尚書は後の工部尚書であつて後漢の民曹である（註 3）。晉は西朝の初め 6 尚書の下に 34 郎（後 35 郎とす）を置きたるが、水部郎は屯田又は左民尚書に隸せるものと考へる（表-2 参照）。東晉にありては吏部、祠部、五兵、左民、度支の 5 尚書に 35 曹、23 郎を置き、水部郎を左民尚書に隸屬せしめたるも後廢す。南朝宋に於ては 6 尚書の下に 19 郎（武帝の時 19 郎元嘉後 20 郎とす）ありて都官尚書は都官、水部、庫部、功部の 4 郎を領す（宋書百官志）。齊は 6 尚書中の都官尚書に水部郎あり（欽定南齊書百官志）、梁も略同じく陳は梁制に據る（隋書百官志）。

北朝魏に於ても 26 尚書に 36 郎を置き、都官尚書に水部郎あり。北齊は尚書省下の都官尚書に水部郎あり、水部郎は舟船、津梁其の他公私の水事を掌る（隋書百官志）。前に述べたる如く北齊の都水使者は僅かに津橋を管掌するに過ぎずして、歷代都水官の掌りし舟航、隄渠の職掌は専ら都官尚書の水部に移りしことが判る。後周に於ては都水使者なきも、各官大司空（正七命）の下に小司空と大夫（正六命）、司水中大夫（正五命）、司水下大夫（正四命）小司水上士（正三命）、掌津、舟工中士（正二命）、掌津、舟工下士（正一命）等あるが、司水中大夫以下は水部職であつて水部郎中に代ふるに司水中大夫、員外郎に代ふるに小司水上士、掌津、舟工中士を以てしたもので、河官は各官に於て兼掌せしものである。隋の文帝は尚書省に吏部、禮部、兵部、都官（開皇 3 年刑部と改名）、度支（開皇 3 年戶部と改名）工部の 6 部を置き、工部尚書には工部、屯田、虞部、水部を隸屬せしめたるが、煬帝は 6 部に侍郎各 1 人を置き、次で諸曹の侍郎を部と改め、工部の侍郎を起部郎と命名し、水部には水部郎、水部員外郎、水部主事等の官を置く（隋書百官志）。唐も隋制を踏襲せるが（註 4）、水部には郎中（武德 3 年郎を郎中とす）、員外郎、主事等の官あり。唐の初期に於ける水部職は都水官と共に川澤、陂池の政令を掌ると共に溝洫の疏通、河渠、舟楫、灌溉等の水利事業、大橋の修工、築造等悉く水部の手にて實施せられ、舟楫器の廢止せられたる後に於ても略同様な制を探りしものなること新唐書より推察せらる。要するに唐に於ては從來の都水の職掌は全く水部に歸した理で、頗る変体的な職掌となりしものと思はれる。宋朝に於ては 6 部（吏部、戶部、禮部、兵部、刑部、工部）中の工部に工部、屯田、虞部、水部があり、水部には郎中、員外郎各 1 人を置く。水部職は河渠其の他の政令を掌るもので、宋史職官志によれば

水部郎中員外郎掌溝洫津梁舟楫漕運之事。凡堤防決溢導壅底以時約束。而計度其歲用之物、修治不如法者罰之、規畫措置爲民利者賞之。

即ち河渠、溝洫、津梁、舟楫の政令は勿論歲用諸物の調整、賞罰を掌ることを明記し、水部本來の職掌を明らかにしたるが、唐代の水部職と異なる所である。都水監は南宋の紹興 10 年に工部に合併したことあるも又獨立す（宋史職官志都水監の條、欽定歷代職官表卷 14）。金に於ては都水監ありて工部に水部なく（金史百官志）、元に於ても亦工部尚書の條に水部の職を缺く（元史百官史）。元の至元 13 年都水監を工部に併入し、28 年又舊に復したるが、都水監と工部が如何なる關係にありしかば興味ある研究題目であると思はれる。欽定歷代職官表に事文類聚の「都水監舊水部之職也」を註して工部は材料の供給委官督工を掌るも、都水監は單に材料の計算設計に携はるに過ぎずと説明せるが、經世大典叙錄の一事を以て直ちに双方の職掌を律することは早計なりと云ふべきも、都水監

（註 3） 水部の嗜矢を周禮に求むるものに杜佑通典あり。曰く「周禮夏官有司險、掌護國之五溝五塗而達其道路、蓋其職也。」然し周禮の夏官は軍事を掌るものにして司險は戦争と關係あり。水部の嗜矢と見るを得ない。又後漢の中都官曹は「主水火盜賊事」（晉書職官志）とあるも水災盜賊の事を掌るに過ぎぬ。

（註 2） 工部は龍朔 2 年司平と稱し（工部尚書を司平太常伯、侍郎を司平少常伯、郎中を司平大夫）水部は司川（郎中は司川大夫）員外郎は司川員外郎）とし咸亨元年舊に復し光宅元年工部を冬官とし（尚書を冬官尚書、侍郎を冬官侍郎、郎中を冬官郎中）神龍元年舊に復し天寶 11 年水部を司水と云ふ（唐六典、新唐書百官志に據る）。

の職は工部に於て一部實行されてゐた事は疑ふべくもない。少くとも水利の政令は尙工部に於て掌りしものと信ぜらる。

明は洪武 6 年工部尙書の下に總部、虞部、水部、屯田部を置き、水部には郎中、員外郎各 1 人主事 4 人を配す。13 年又官制を改めて屯田部を屯部とし、22 年總部を營部と改め、29 年營繕、虞衡、都水、屯田の 4 部とし、各清吏司を置く（明史職官志）。

都水監は明の初め廢したるが是より水部の職掌は頗る廣く、川澤、陂池、橋道、舟車、織造、券契、量衡等は勿論、転漕、灌田等の水利事業、金、石、竹木、卷埽の歲儲、閘壩、堰圩、堤防の修理、河水の蓄洩調節、田廬、墳墓、禾稼の保護、灌田転漕の管理、舟車の制等總て水利の政令を掌り、特に諸水の要道にて會するものは京官を遣はして有司を監督せしむることとなつた。

清に於ては明と同様都水清吏司は工部に屬するが、其の定制は郎中（滿洲 5 人、漢 1 人）、員外郎（滿洲 5 人漢 1 人）、主事（滿洲 4 人、漢 2 人）で、天下の河、湖、淀、泊、澤、陂池等の水利の政令を掌り、凡そ道路、橋梁の修築、舟楫の制度は皆是を管轄せるものである（欽定歴代職官表、嘉慶光緒大清會典）。

思ふに明の成化年間以後河道總督の制漸く備はり、又江防其の他の水利を有する各省の水利事業は府州縣官に於て管掌せしめたれば、都水清吏司は中央に於ける監督機關となり、能く天下の水利の政令を維持せるものと考へられる。今歴代の水部職を一括して示せば表-2 の如し。

表-2. 歴代水部職表

	尙書	水部郎中	水部員外郎	水部主事
魏	左民尙書	水部郎		
晉	西晉屯田又は左民尙書 (註 1)	水部郎		
宋齊梁陳	東晉左民尙書	水部郎		
北魏	都官尙書	水部郎		
北齊	都官尙書	水部郎中		
後周	大司空	司水中大夫 (註 2) 小司水下大夫	小司水上士 (註 3) 掌津、虹下士	
隋	工部尙書	水部郎	水部員外郎 (註 4) 水部承務郎	水部主事
唐	工部尙書	水部郎中 (註 5) 司水大郎中	水部員外郎 (註 6) 司水員外郎	水部主事
宋	工部尙書	水部郎中		水部主事
金	工部尙書			
元	工部尙書			
明	工部尙書	都水清吏司郎中	都水清吏司員外郎	都水清吏司主事
清	工部尙書	都水清吏司郎中	都水清吏司員外郎	都水清吏司主事

表-2 に於て

(註 1) 屯田尙書は太康以前、左民尙書は太康以後とす。

(註 2) 司水中大夫は正五命、司水下大夫は正四命なるも是を水部郎とす。

(註 3) 小司水上士は正三命、掌津、虹下士は正二命なるも共に水部員外郎とす。

(註 4) 隋の煬帝は員外郎を省き水部郎を 2 人とせしも後水部を 1 人とし承務郎を置く（隋書百官志）。

(註 5) 唐の龍朔 2 年水部郎中は司水大夫、天寶 11 年司水郎中と改む（唐六典、新唐書百官志）。

(註 6) の水部員外郎の名稱の変化も亦郎中に準ず。

6. 結 言

凡そ治水は啻に國上の安全と關係する計りでなく農政漕政の運用と相關すること大なれば支那に於ても古來河川の疏濬、堤防の修築等に關して諸種の制度施設を見たると共に河渠管理の制度も亦漸次進歩したるが、今是を歴史的に見るときは自ら次の過程を経たるものなることが看取せらる。

1. 京師管掌時代（唐以前）
2. 外監併置時代（宋、金、元）
3. 河防專官時代（明、清）
4. 中央水利統制時代（民國）

思ふに秦漢以後唐代に於ける都水使者、河隄調者等は皆京師にありて天下の川澤、津梁、渠堰、陂池等水利一切を掌りしものなるが、5代及び宋に及んで河患屢々起り災害少なからざるを以て、其の管轄經營は國家行政上重要な事項となつた。始め5代の周に於ては宰相を派遣したるが、宋、金、元に於ては外都水使者、外都水丞、行都水監、分治監等の河官を特設し、河渠管理上一改革をなした。繼て明に於ては都水監を廢し代ふるに河道總督なる河防專官を地方に置き、清又是に據りたるものなるが、工部都水清吏司は中央にありて天下の水利其の他の政令を掌りしものに過ぎない。此の間河渠修治の執行機關たる都水官が水利政令を掌る水部職に其の本來の職掌を奪はれたるが如き過程を見たることあり。又京師管掌時代の唐の開元以前と河防專官時代の明、清各末期に於て漕官が都水官又は河官に兼掌せしめられたるは興味ある史實なるも、是前者は河務、漕務の幼稚なるにより後者は黄河の影響に因るものにして兩者全く其の事情を異にするものなるを知らねばならぬ。民國に於ては全國水利局に於て全國の水利事業を管掌し、更に民國23年7月「統一水利行政進行辦法」を發布して全國經濟委員會を以て水利行政の大本營たらしめたりと雖も、支那に於ける政治の地方性より見て名實共に完全なる統制を見ることは尙遠遠なりと信ぜらる。

（附記）本文は都合により一部を削除したもので從て詳細に亘る事が出來なかつた。削除せざる原文は滿蒙第216冊、第217冊第218冊、を参照せられたし。